

(公印省略)

情報審第1068号
令和3年5月20日

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1. 濟問事件

濟問番号：令和3年（行情）濟問第158号

事件名：特定日の參議院法務委員会の公証人に関する国会答弁資料の一部開示決定に関する件

2. 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和3年6月10日（木）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、濟問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、濟問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省 情報公開・個人情報保護審査会
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39
永田町合同庁舎4階
TEL 03-5501-1723
FAX 03-3502-7350

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、 請問
庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定によ
る送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)



諮詢庁 法務省

理由説明書

1 原処分について

審査請求人は、令和2年10月26日、法務大臣（以下「処分庁」という。）に対し、「①公証人法施行規則55条1項に基づき、法務大臣が公証人の合同役場の規約を認可した際に作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）②公証人の手数料収入を申告させる根拠となっている通達その他の文書（最新版）③公証人の手数料収入について、公証人又は公証役場ごとに集計した文書（最新版）及び④平成29年4月25日、同年5月16日及び同年5月23日の参議院法務委員会の国会答弁資料（公証人に関するものに限る。）」について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づく行政文書の開示請求を行った。これらのうち、本件審査請求対象文書である上記④（平成29年4月25日（民事局保有分））については、処分庁において、法第5条第1号及び同条第6号柱書きに該当する部分を除き、部分開示とする旨の決定（令和3年3月19日付け法務省民総第295号。以下「原処分」という。）を行った。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、令和元年5月23日の参議院法務委員会における国会答弁において、法務大臣が「大臣として責任を持って答弁をさせていただくに当たりましては、必要な確認をさせていただいた上で答弁させていただきたいと考えております。」と答弁したことを踏まえ、不開示とされた部分のうち、公証人（本官）の採用面接に係る面接官及び面接時間に関する具体的な記述（以下「本件不開示部分」という。）については、法第5条第6号柱書には該当しないとして、原処分の一部取消しを求めている。

3 原処分の妥当性について

(1) 公証人（本官）の採用面接に係る面接官に関する具体的な記述

当該不開示部分には、応募者に対して明らかにしていない面接官の具体的役職のランクが記載されているところ、当該採用面接においては、裁判官、検察官及び弁護士が応募資格を有しているため、これが公になった場合、応募者が面接官と接触する機会を通じて便宜を図るよう求めるなど、当該採用面接の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第5条第6号柱書きに該当するものとして不開示とした。

(2) 公証人（本官）の採用面接の面接時間に関する具体的な記述

当該不開示部分には、応募者に対して明らかにしていない一人当たりの面接時間が記載されているところ、これが公になった場合、当該面接の実施内容や質問事項が推察されるなど、採用事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第5条第6号柱書きに該当するものとして不開示とした。

(3) 結論

審査請求人は、上記2の法務大臣答弁に基づき、当該不開示部分は公開されるべきものであるとして、本件不開示部分は法第5条第6号柱書きには該当しない旨主張するが、本件不開示部分については、上記(1)(2)のとおり、公にすることにより、公正かつ円滑な公証人の任命に支障を及ぼすおそれがあると認められるものであるため、原則として、当該答弁がこれを開示することまで意図したものでないことは明らかである。

以上の次第で、部分開示の決定を行った原処分は相当である。

以上